

様式第五号の二 (第三条の二関係)

※※ 第	号	※市 町 村 受 付 年 月 日	令和
<b>児童扶養手当支給停止関係</b>			
(ふりがな) <b>くまもと はなこ</b> 受給資格者名 <b>熊本 花子</b>		②証書番号	<b>0123456</b>
受給資格者所 <b>〒860-8601 熊本市 中央区手取本町1番1号 手取アパート101号室</b> Tel (自宅) <b>096-328-1234</b> (携帯) <b>090-1234-5678</b>		①支給停止事由発生(変更) 令和 <b>5</b> 年 <b>4</b> 月 <b>1</b> 日	
① 所得の高い扶養義務者に扶養されるようになった。 イ 所得の高い人と婚姻した。 ハ 法第9条の児童(孤児等)の養育者がその児童と養子縁組をした。 ニ 法第9条の児童(孤児等)の養育者がその児童を養育しなくなった。 ホ 法第9条の児童(孤児等)が死亡した。 ヘ 養育している児童のすべてが法第9条の児童(孤児等)に該当しなくなった。 ト その他( )			
② 支給停止事由消滅(変更) 令和 年 月 日			
上記のとおり、児童扶養手当支給停止 <b>発生</b> について届け出ます。 令和 <b>5</b> 年 <b>4</b> 月 <b>10</b> 日 氏名 <b>熊本 花子</b> 熊本市長 宛			
上記の届出により発生した児童扶養手当の過誤払いについて、下記のとおり、今後の手当の内払いとしてみなし、支払いを調整していただくよう申し立てます。 1 過誤払い総額 円 (平成 年 月から 平成 年 月までの分) 2 支払調整金額 平成 年 月分の手当から毎月 円 (最終月で端数調整) 令和 年 月 日 氏名 熊本市長 宛			

あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について				
⑳ 年分所得	㉑ 請求者	㉒ 配偶者	㉓ 扶養義務者(請求者との続柄)	
氏名			水前寺 フネ(母)	( )
㉔ 個人番号			1234-5678-9101	
控除対象配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(請求者については㉕老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数㉖特定扶養親族の数㉗16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))	人	人	人	人
	(㉕) 人	(㉕) 人	(㉕) 人	(㉕) 人
	(㉖) 人			
	(㉗) 人			
㉘以外で前年の12月31日において請求者によって生計を維持していた児童	人			
㉙ 児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得の額	円	円	円	円
㉚ 児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の額	円			
母又は父に対し支払われた額	円			
母又は父に対し支払われた額の8割相当額 A	円			
児童に対し支払われた額	円			
児童に対し支払われた額の8割相当額 B	円			
合計 A + B	円			
㉛ 障がい者控除	(普通 人)(特別 人)	(普通 人)(特別 人)	(普通 人)(特別 人)	(普通 人)(特別 人)
㉜ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除等	寡・ひ・勤	寡・ひ・勤	寡・ひ・勤	寡・ひ・勤
㉝ 雑損控除	円	円	円	円
㉞ 医療費控除	円	円	円	円
㉟ 小規模企業共済等掛金控除	円	円	円	円
㊱ 配偶者特別控除	円	円	円	円
㊲ 地方税法附則第6条第1項による免除(肉用牛の売却による事業所得)	円	円	円	円
児童扶養手当法施行令第4条第1項による控除(社会保険料等相当額)	80000	80000	80000	80000
㊳ 控除後の所得額	円	円	円	円
所得制限限度額	全部支給	円	円	円
	一部支給	円		
私は、この届出をもって熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則第15条第3号の規定による届出を行います。 ひとり親家庭等医療費助成受給資格者証番号(申請者)【 <b>123456789</b> 】 氏名 <b>熊本 花子</b> 熊本市長 宛				

変更前	支給区分	手当月額	円	変更後	支給区分	手当月額	円
	全部支給・一部支給・全部停止				全部支給・一部支給・全部停止		

送付【令和 年 月 日】	文書番号
支給停止通知	保こ発第 号
支給停止解除通知	保こ発第 号

処理経過			
入力	二次審査	一次審査	受付

児童手当	こども医療	管轄区
済・未	済・未	北・西・中央・東・南

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要はありません。  
 ◎ 字は楷書ではっきり書いてください。